

令和4年度宮崎家庭裁判所委員会（第1回）における議事概要

1 開催日時 令和4年5月27日（金）午後3時30分から午後5時00分まで

2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（委員別、50音順）

（家裁委員） 奥村三千代、押川奉史、鎌田正、神田温子、久留島群一、眞田寿彦、末崎和彦、高橋 博、松田幸子、矢野勇一

（列席者） 地家裁事務局長、首席家裁調査官、家裁首席書記官

（庶務担当者） 地裁総務課長、家裁総務課長

4 議事（□：委員長、▲：学識経験者、◎：法曹委員、◇：裁判所）

(1) 新任委員紹介等

新任委員 押川奉史委員

同 鎌田 正委員

同 眞田寿彦委員

同 末崎和彦委員

(2) 委員意見に基づく裁判所の取組状況の報告

前回テーマ「新型コロナウイルスへの対応」（担当：家裁総務課長）

(3) テーマ「少年審判手続における教育的措置について」（担当：次席家裁調査官）

裁判所から取組状況等について概要を説明

(4) 意見交換等

▲ 少年だけでなく保護者に対しても何か教育的措置を行っているか。

◇ 保護者との調査面接の中で、それまでの調査で明らかになった課題について、保護者と認識を共有したり、改善案について一緒に考えたり、保護者の責任や役割に関する資料や視聴覚教材を活用して、養育態度等について考えてもらったりする。また、親子関係改善のきっかけとするため短期補導委託や社会奉仕活動は、原則、少年と保護者が一緒に参加している。

▲ 教育的措置は、少年事件手続のどの段階で行うのか。また、少年事件の背景には、少年・保護者の特性、家庭機能の低下等様々な要因があると思うが、教育的措置を行う対象を検討するに当たって、要因は関係するか。

さらに、保護観察所での更生プログラムと裁判所での教育的措置の違いはどこか。

◎ 家庭裁判所では、事件受理から家裁調査官による調査、審判までのすべての過程を通して少年や保護者に教育的措置を行う必要があると考えている。今回説明したように、家裁調査官が調査の中で行う教育的措置もあれば、裁判官が審判の中で非行の重大性や少年の問題点を理解させるように行う教育的措置もある。試験観察を行い、その中で行った教育的措置の結果を踏まえて審判することもある。

教育的措置は、事案、少年、保護者の特性や問題に応じて行うものである。家裁調査官が行う調査において、知的水準等に合わせた働きかけを行い、裁判官も審判では、調査結果を踏まえて、少年等により効果的な働き掛けの在り方を考えて審判している。

◇ 保護観察所のプログラムと家庭裁判所の教育的措置は、再非行の防止という目的に資するという点では共通するが、保護観察所での指導は処分後の更生に向けたプログラム

として行うのに対し、裁判所では、裁判官が適切な処分を選択するための資料となる。少年が社会奉仕活動等を通してどのように成長し、少年の抱える問題がどのように変化したかを踏まえて審判を行う。

▲ 調査の期間を教えてください。

また、教育的措置の結果や効果は審判に反映されるとの説明だが、関係機関への情報引継ぎはどのように行うか。

- ◇ 期間は2種類に大別できる。ひとつは、少年の身柄が拘束されている場合で、その場合は少年が少年鑑別所にいる最長で4週間の間に調査・審判を行う。もう一方は、在宅で行う審判で、こちらは事案に応じて必要な回数の調査を経て審判しており、法律上の定めはないものの概ね1～3か月で調査・審判している。

家裁調査官は、調査を経て、少年の抱える問題や非行の原因を明らかにし、関係機関に照会した結果などを踏まえて調査の結果を取りまとめ、少年調査票を作成する。裁判所では、少年調査票や少年鑑別所から提出された鑑別結果を「社会記録」として整理する。社会記録は裁判官が少年の要保護性を判断するのに重要な資料となる。社会記録は、審判不開始や不処分の場合、裁判所内で保管し、保護観察の処分、少年院や児童自立支援施設への送致といった審判に至った場合は、それぞれの機関に送付し、必要な情報を引き継ぐ。

- ▲ 児童相談所で行われる働き掛けは、面接型や調整型が多い。同所には家庭から子供を一時的に引き離し生活させる一時保護所があるが、そこでの働き掛けとして、経験に幅のある子供達をグループに分け、グループごとに目標を立て、達成感を与える経験を積ませたことがある。具体的には、筏下りや池作りなどに組み合わせて、例えば池作りでは、魚釣りが得意な子が魚を池に泳がせるなどしており、子供の得意なことや良い面を引き出し、達成感を積み上げていくものとして効果を感じた。

また、BBS（兄姉のような身近な存在として少年と接しながら、少年が自分自身で問題を解決していくのを支援する青年ボランティア団体）の活用も効果的であると思う。

- ▲ 非行少年の手続の中で、児童相談所はどのような場面で関与するのか。また、児童自立支援施設は、どのようなものか。

- ◇ 14歳未満の少年が問題を起こした場合、捜査機関は児童相談所に通告し、児童相談所が指導を行うことになる。

- ▲ 児童自立支援施設は隔離型の施設ではなく、家庭的な雰囲気のある寮舎で少人数の集団生活を送るものである。入所児童（小・中学生）は、日中、併設する学校に通う。基礎学力の習得のほか、運動等を通して社会性を養う指導を行うが、昨今、入所児童が減少し球技などでは人数が不足し苦慮することもあると聞く。

- ◎ 補足として、家庭裁判所の処分に少年院や児童自立支援施設への送致があるが、この2つは、本人が開放型の施設で教育しても大丈夫かどうかを考え判断している。

- ▲ 少年には、自己肯定感、居場所、想像力、承認欲求が重要だと思う。親子関係が悪い、家に居場所がない、そうすると自己肯定感も持てない。悪い仲間でも居場所があり、自分を認めてくれるならと一緒に非行に走る。昨今のSNSの問題も承認欲求が背景にあるように感じる。

少年にとって大人や仲間に認められているという実感が持てること、居場所がある、

ここにいても良いと思えることが大事だと思う。そのような実感は、人と人との触れ合いの中でこそ得られるものであり、短期補導委託は効果的だと感じる。高齢者施設において、人と人との関係性を持たせることで人の痛みを知ることができるようになると思う。

- ◎ 家庭裁判所が少年に関わる期間は短い。その中で家裁調査官が持つ能力や資料を有効に活用するため、家裁調査官のノウハウを広く共有できると良い。例えば、コンテンツとして最高裁ホームページに家裁調査官が行う調査等に関するDVDを公開してはどうか。DVDの作成過程において、IT関係者、教育関係者、福祉関係者等と意見交換することで有用なアイデアが得られることもあると思う。

承認欲求、自己肯定感は子供だけでなく、大人を含めた課題であり、家裁調査官の持つノウハウの共有が広く役立つこともある。

- ◎ 少年院に入所している少年と接すると、その入所中の態度を見てなぜ悪いことをしたのか疑問に思うが、少年院を退院すると再非行に至ることがある。法務教官によると、そういった少年は居場所がなく、親が放任していることが多いという。少年院で少年を矯正しようと一生懸命に教育しても、その後に受け入れ先がなく元に戻ってしまうのだという。

少年の教育的措置には少年への教育はもちろんのこと、周辺を整えることも重要だと思う。

- ◎ 家庭裁判所委員会の委員には民間企業の方が少ないので、いろいろな視野を広げる意味や理解をいただく意味でも、委員の人選に工夫をお願いしたい。

5 次回予定

- ・委員長：次回のテーマについて、特に意見等がなければ「裁判所における人材育成について」を議題とすることはいかがか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会：令和4年11月18日（金）午後2時30分